

最高裁長官、最高裁判事、事務総長、首席調査官及び司研所長前後の経歴の一覧表

- *1 ①最後の職が最高裁判官である人は赤字表記とし、②最後の職が最高裁長官である人は紫文字表記とした。
*2 「③就任時残り年月日」については、最後の職が最高裁判官である者についても、65歳到達日(=定年退官発令日)とした。また、依願退官又は在任中死亡(=病死等又は自殺)の裁判官については、退官日を記載し、「③就任時残り年月日」は空欄とした。
*3 出身大学(元裁判官の多い順)につき、東大は54人、中央大は2人、京大は20人、早稲田大は0人、東北大は1人、九州大は0人、明治大は0人、名古屋大は2人、一橋大は2人、慶応大は0人、関西大は0人、大阪大は0人、日本大は0人、立命館大は0人、北海道大は0人、金沢大は0人、大阪市大は0人、岡山大は0人、神戸大は0人、法政大は0人、同志社大は0人である。
*4 平成22年11月21日の近藤稜晴最高裁判事の死亡退官(後任者は平成22年12月27日就任の寺田逸郎(広島高裁長官)から、平成26年3月31日の竹崎博允最高裁長官の間、最高裁判事を退官していた。最高裁判事を退官していた者がなかった。
*5 「遅れ」につき、現役で大学に入学し、4回生で卒業した直後に司法修習生となった場合、遅れ年数は0年であり、現役で法科大学院に入学し、卒業直後の司法試験に合格して司法修習生となった場合、遅れ年数は2年である。

Table with 25 columns: 番号, 氏名, ふりがな, 期, 出身大学, 生年月日, 65歳到達日, 遅れ年数, ③就任事由, 在職日数, ③就任年月日, ④就任日, ①(1)基準ポストの次の次の職, ②(2)基準ポストの次の職, ③(3)基準ポスト, ④(4)基準ポストの1個前の職, ⑤(5)基準ポストの2個前の職, ⑥(6)基準ポストの3個前の職, ⑦(7)基準ポストの4個前の職, ⑧(8)基準ポストの5個前の職, 氏名

* 第18代最高裁長官の寺田逸郎の父親は、第10代最高裁長官の寺田治郎(大正4年11月4日～平成14年3月17日)(長官在任期間は昭和55年10月1日～昭和60年11月3日)である。

Table with 25 columns: 番号, 氏名, ふりがな, 期, 出身大学, 生年月日, 65歳到達日, 遅れ年数, ③就任事由, 在職日数, ③就任年月日, ④就任日, ①(1)基準ポストの次の次の職, ②(2)基準ポストの次の職, ③(3)基準ポスト, ④(4)基準ポストの1個前の職, ⑤(5)基準ポストの2個前の職, ⑥(6)基準ポストの3個前の職, ⑦(7)基準ポストの4個前の職, ⑧(8)基準ポストの5個前の職, 氏名

Table with 25 columns: 番号, 氏名, ふりがな, 期, 出身大学, 生年月日, 65歳到達日, 遅れ年数, ③就任事由, 在職日数, ③就任年月日, ④就任日, ①(1)基準ポストの次の次の職, ②(2)基準ポストの次の職, ③(3)基準ポスト, ④(4)基準ポストの1個前の職, ⑤(5)基準ポストの2個前の職, ⑥(6)基準ポストの3個前の職, ⑦(7)基準ポストの4個前の職, ⑧(8)基準ポストの5個前の職, 氏名

Table with 25 columns: 番号, 氏名, ふりがな, 期, 出身大学, 生年月日, 65歳到達日, 遅れ年数, ③就任事由, 在職日数, ③就任年月日, ④就任日, ①(1)基準ポストの次の次の職, ②(2)基準ポストの次の職, ③(3)基準ポスト, ④(4)基準ポストの1個前の職, ⑤(5)基準ポストの2個前の職, ⑥(6)基準ポストの3個前の職, ⑦(7)基準ポストの4個前の職, ⑧(8)基準ポストの5個前の職, 氏名

* 最高裁首席調査官は、昭和43年12月2日に設置された。

Table with 25 columns: 番号, 氏名, ふりがな, 期, 出身大学, 生年月日, 65歳到達日, 遅れ年数, ③就任事由, 在職日数, ③就任年月日, ④就任日, ①(1)基準ポストの次の次の職, ②(2)基準ポストの次の職, ③(3)基準ポスト, ④(4)基準ポストの1個前の職, ⑤(5)基準ポストの2個前の職, ⑥(6)基準ポストの3個前の職, ⑦(7)基準ポストの4個前の職, ⑧(8)基準ポストの5個前の職, 氏名

- *1 昭和14年7月6日(裁判事、検事及び司法官試験の研究・研修機関として司法省司法研究所(所長は司法次官の充て職)が刑務協会(現在の矯正協会)の建物(後に日弁連旧会館となった建物)に設置され、昭和19年始め頃、太平洋戦争のために事実上、その活動を停止した。なお、戦前的高等試験司法科試験(大正12年開始)の実施は昭和18年度が最後となり、司法官試験の任命は昭和18年10月1日付の56人及び同年12月付の1人が最後となった(司法官試験補29期)。
*2 戦後の司法官試験の任命は、①昭和20年12月付が1人、②昭和21年2月25日付が168人、③昭和21年9月30日付が28人であり、昭和22年5月3日の裁判所法施行の際に司法官試験であった者は、司法官試験を命ぜられたものとされた(裁判所法施行令18条1項)。そして、戦前に司法官試験(任命されたが兵役等の事情により修習未了であった者も含めて、30人が昭和21年8月に修習を終了した(司法官試験30期と称されることがある。法曹期別名簿の「司法省司法官試験修習者」欄参照)、52人が昭和22年12月18日に修習を終了(高輪1期)、51人が昭和23年4月22日に修習を終了した(高輪2期)。
*3 司法省司法研究所は、昭和22年5月3日に最高裁判所設置の「司法研究所」と司法省(昭和23年2月15日南司)設置の「司法官研修所」(昭和27年8月1日の法務省設置の際、法務総合研究所となった。)に分離された。昭和22年10月14日に初代所長の前沢忠成が最初の司法官研修所職員となり、昭和22年12月1日に高輪南町の旧毛利公跡跡地に仮設された司法官研修所において、第1期司法修習生(昭和22年5月15日任命。実務修習から開始)146人のうちの74人(東京地裁及び横浜地裁に配属の修習生)だけの入所式が実施された。昭和23年6月30日に千代田区紀尾井町に移転し(戦前の行政裁判所の跡地)、昭和46年4月8日に文京区湯島(岩崎邸の跡地)に移転し(25期前期修習者から対象)、平成6年4月4日に和光市南(旧米軍朝霞キャンパスの跡地)に移転した(48期前期修習者から対象)。平成18年11月27日に採用された新60期から新司法修習者が開始した(た。60期から65期までの間は旧来の司法修習者が併存した。)、平成23年11月27日に採用された新65期から司法修習生に対する修習資金の貸与制が開始し、平成26年12月2日に採用された68期から導入修習が開始した。